

おくやみハンドブック

富士見市

おくやみ手続きナビ利用案内

スマートフォンやパソコンで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認できます。ぜひご利用ください。



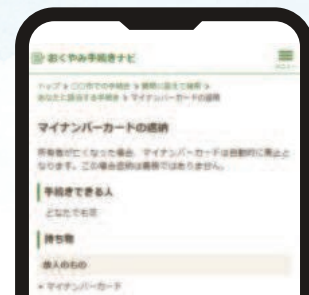
質問に答えて



手続き抽出



詳細確認



ご遺族の方へ



この度は、謹んで心よりお悔やみ申し上げます。
 富士見市では、ご遺族の皆様が行う、様々なお手続きをまとめた
 ハンドブックを作成いたしました。
 このハンドブックをご利用いただき、お手続きの一助になりましたら幸いです。

富士見市役所 049-251-2711 (代表)

チエックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ(目安)

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (27 ページ参照) ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認 	<ul style="list-style-type: none"> (28 ページ参照)
4ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (28 ページ参照)
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (28 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告・納付 (28 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 		

富士見市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載しています。

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者など）

亡くなられた方の必要なもの

亡くなられた方の必要なものについては、それぞれの手続きページにて、ご確認ください。

本人確認書類について

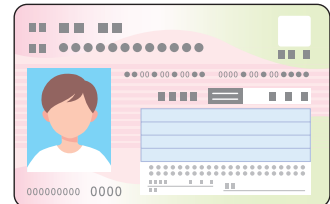
1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、在留カード、特別永住者証明書 など

2点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、
介護保険の被保険者証、医療受給者証、
各種年金手帳、学生証など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



おくやみ手続きナビのご案内

スマートフォンやパソコンから、必要な手続きを簡単に確認ができる「おくやみ手続きナビ」もぜひご活用ください。亡くなられた方についての質問にお答えいただくことで手続きの場所や必要な持ち物、窓口のご案内をしています。

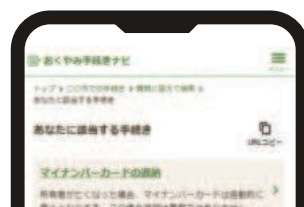


該当する手続きや詳細、手続きを行う担当課の訪問順が確認できます。

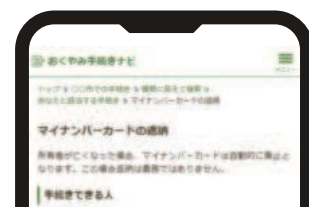
質問に答えて



手続き抽出



詳細確認



市役所での手続きチェックリスト

(項目をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	詳細ページ	チェック	項目	主な手続き	受付窓口(担当課)
住民登録	P.7	<input type="checkbox"/>	世帯主が亡くなった	○世帯主の変更	市役所1階 市民課
		<input type="checkbox"/>	死亡事項が記載された戸籍(除籍)謄抄本	○戸籍証明書の取得	
		<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	○印鑑登録証の返納または破棄	
	P.8	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードをもっている	○カードの返納や取扱い	
		<input type="checkbox"/>	有効なパスポートをもっている	○パスポートの返納	
保険	P.9	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	○各種証の返却 ○葬祭費の支給申請 ○相続人代表者の届出	市役所1階 保険年金課
	P.10	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	○各種証の返却 ○葬祭費の支給申請 ○相続人代表者の届出	
年金	P.11	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入していた	○遺族基礎年金の請求 ○寡婦年金の請求 ○死亡一時金の請求	
		<input type="checkbox"/>	国民年金を受給していた	○未支給年金の請求 (老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金)	
税金	P.12	<input type="checkbox"/>	市・県民税、軽自動車税、固定資産税を納めていた	○相続人代表者の指定	市役所1階 税務課
		<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)や小型特殊自動車を所有していた	○名義変更や廃車	
	P.13	<input type="checkbox"/>	納付方法を口座振替にしていた	○口座振替の停止や変更	市役所1階 収税課
介護保険・高齢者福祉	P.14	<input type="checkbox"/>	65歳以上または要介護(要支援)認定を受けていた	○各種証の返還 ○相続人代表者の届出	市役所1階 高齢者福祉課
	P.15	<input type="checkbox"/>	在宅高齢者支援事業を利用していた	○異動届の提出と物品の返却	
		<input type="checkbox"/>	ふれあい収集事業を利用していた	○利用停止届出書の提出と収集かごの返却	
		<input type="checkbox"/>	老人介護手当を受給していた	○異動届の提出	
	P.16	<input type="checkbox"/>	紙おむつ支給事業・配食サービス支給事業を利用していた	○異動届の提出	
		<input type="checkbox"/>	市内循環バス特別乗車証をもっていた	○乗車証の返還	
<input type="checkbox"/>		埼玉県思いやり駐車場制度を利用していた	○利用証の返還		

スマートフォンからも簡単に確認ができます。



区分	詳細ページ	チェック	項目	主な手続き	受付窓口(担当課)
障がい	P.17	<input type="checkbox"/>	手帳をもっていた	○手帳の返還 ○喪失の届出 (身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳)	市役所1階 障がい福祉課
		<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証(精神通院・育成・更生)をもっていた	○受給者証の返還 ○喪失の届出	
	P.18	<input type="checkbox"/>	重度心身障害者医療費受給者証をもっていた	○受給者証の返還 ○喪失の届出	
		<input type="checkbox"/>	在宅重度心身障害者手当を受給していた	○喪失の届出	
		<input type="checkbox"/>	障害者手当を受給していた	○喪失の届出 ○未支払手当の請求 (特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当)	
	P.19	<input type="checkbox"/>	富士見市福祉タクシー利用券をもっていた	○利用券の返還	
		<input type="checkbox"/>	市内循環バス特別乗車証をもっていた	○乗車証の返還	
子ども	P.20	<input type="checkbox"/>	こども医療に関すること	○受給資格証の返還など	市役所1階 子育て支援課
	P.21	<input type="checkbox"/>	児童手当に関すること	○受給者の変更など	
	P.22	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当に関すること	○資格喪失または額改定届出など	
	P.23	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療に関すること	○受給者証の返還など	
	P.24	<input type="checkbox"/>	教育・保育に関する支給認定に関すること	○支給認定の変更申請	市役所1階 保育課
<input type="checkbox"/>		放課後児童クラブに関すること	○入室申請内容の変更申請		
その他	P.25	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	○名義変更や使用中止	市役所分館2階 水道お客様センター
		<input type="checkbox"/>	受益者負担金に関すること	○受益者変更の届出	市役所分館3階 下水道課
		<input type="checkbox"/>	富士見市デマンドタクシーを利用していた	○利用登録証の返還	市役所2階 都市計画課
	P.26	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた	○登録事項変更の届出	市役所2階 環境課
		<input type="checkbox"/>	農地を所有していた	○農地所有者変更の届出	市役所2階 農業委員会事務局
		<input type="checkbox"/>	家の管理(空家)・処分など	○空家の相談	市役所2階 建築指導課

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

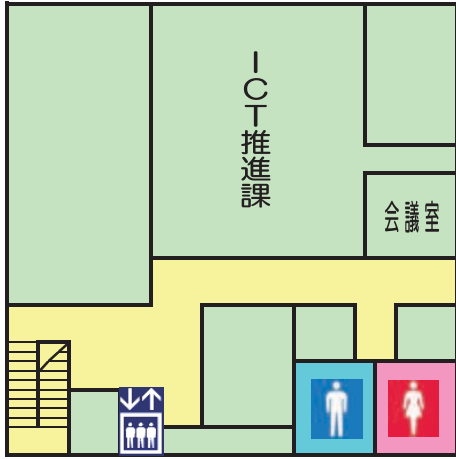
相続について

委任状

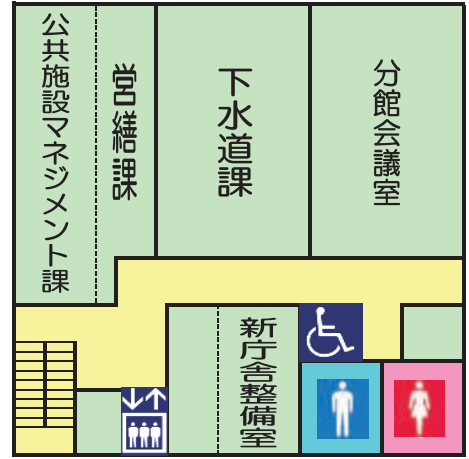
広告掲載事業者

分館

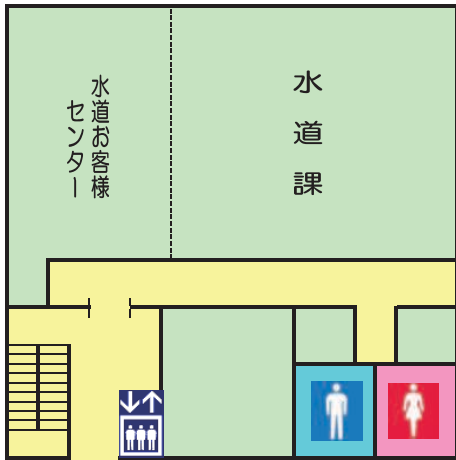
4F



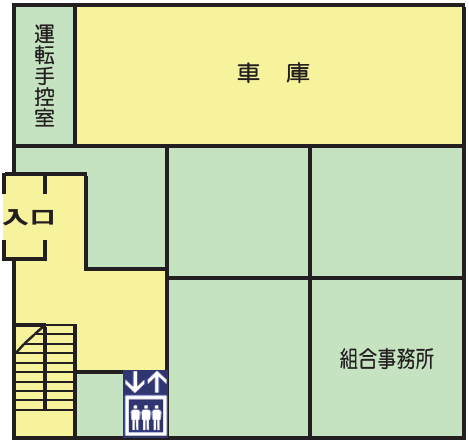
3F



2F



1F



福祉政策課

危機管理課

都市計画課

庁舎周辺図



世帯主が亡くなられた

手続き 世帯主の変更

手続き詳細

死亡届により住民票の除票処理を行います。

死亡届の際に確認した世帯主を変更したい場合は、世帯主の変更手続きが必要です。

必要なもの

- 届出人の本人確認書類
- 委任状（別世帯の方が手続きする場合）

問い合わせ先

市民係
☎ 049-252-7110（直通）

死亡事項が記載された戸籍（除籍）謄抄本

手続き 戸籍証明書の取得

手続き詳細

死亡届により戸籍に死亡事項を記載します。

記載が完了するまでに、死亡届の提出日から7～10日程度かかります。

必要なもの

- 届出人の本人確認書類
 - 委任状（配偶者や直系親族以外の方が申請する場合）
- ※親族関係がわかる書類の提示を求める場合があります。

問い合わせ先

戸籍係
☎ 049-252-7111（直通）

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証の返納または破棄

手続き詳細

亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、死亡日をもって失効します。

同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返納または破棄してください。

必要なもの

- 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）
- ※ご遺族の方が裁断し、処分することも可能です。

問い合わせ先

市民係
☎ 049-252-7110（直通）

マイナンバーカードをもっている

手続き カードの返納や取扱い

手続き詳細

亡くなられた方のマイナンバーは、相続などの手続きに使用することがあります。返納を希望される場合は、相続などの手続きが終了した後に返納してください。（返納後のご返却はできません。）

必要なもの

- 届出人の本人確認書類
- 亡くなられた方のマイナンバーカード

問い合わせ先

マイナンバーカード交付係
☎ 049-293-9007（直通）

有効なパスポートをもっている

手続き パスポートの返納

手続き詳細

亡くなられた方が有効中のパスポートをもっていた場合、返納してください。

手続き可能な人

ご遺族の方

必要なもの

- 亡くなられた方のパスポート
- 届出人の本人確認書類
- 亡くなられた方の死亡の記載のある戸籍謄抄本（原本）または死亡診断書の写し

問い合わせ先

管理係
☎ 049-252-7109（直通）

2. 保険に関する手続き

手続き窓口：保険年金課

国民健康保険に加入していた

手続き 各種証の返却

手続き詳細

被保険者が亡くなられた場合は、各種証を返却してください。

必要なもの

- 亡くなられた方の資格確認書
- 限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など（対象者のみ）

問い合わせ先

健康保険係
☎ 049-252-7112（直通）

手続き 葬祭費の支給申請

手続き詳細

葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。

期 限

葬祭を行った日の翌日から
2年間

必要なもの

- 葬祭を行った方の振込先口座がわかるもの
- 葬祭を行った方の認印
- 会葬礼状や葬儀代の領収書の原本

問い合わせ先

健康保険係
☎ 049-252-7112（直通）

手続き 相続人代表者の届出

手続き詳細

亡くなられた方が世帯主の場合、通知書（納付・還付）などを受ける方（代表者）を指定する手続きです。

必要なもの

- 届出人の本人確認書類

問い合わせ先

国保税係
☎ 049-252-7113（直通）

保険税について

保険税は再計算して、後日通知いたします。

公的年金から特別徴収されている方は、通知に時間がかかる場合があります。

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き 各種証の返却

手続き詳細

被保険者が亡くなられた場合は、各種証を返却してください。

必要なもの

- 亡くなられた方の資格確認書
- 特定疾病療養受療証など
(対象者のみ)

問い合わせ先

後期高齢者医療係
☎ 049-252-7114 (直通)

手続き 葬祭費の支給申請

手続き詳細

葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。

必要なもの

- 葬祭を行った方の振込先口座がわかるもの
- 会葬礼状や葬儀代の領収書の原本

期 限

葬祭を行った日の翌日から2年間

問い合わせ先

後期高齢者医療係
☎ 049-252-7114 (直通)

手続き 相続人代表者の届出

手続き詳細

亡くなられた方の保険料の書類（納付・還付）や保険の給付を受ける方（代表者）を指定する手続きです。

必要なもの

- 相続人代表者の振込先口座がわかるもの
- 相続人代表者に指定する方の認印

問い合わせ先

後期高齢者医療係
☎ 049-252-7114 (直通)

保険料について

保険料は再計算して、後日通知いたします。

公的年金から特別徴収されている方は、通知に時間がかかる場合があります。

3. 年金に関する手続き

手続き窓口：保険年金課

国民年金に加入していた

手続き 遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金の請求

手続き詳細

亡くなられた方の加入状況やご遺族の状況などによって必要な手続きや提出書類が異なります。
※亡くなられた方と生計を同じくしていたご遺族が対象です。年金事務所に確認が必要なため、基礎年金番号がわかるものをご準備頂きお問い合わせください。

必要なもの

- 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの
 - 請求者の通帳
- ※その他ご遺族の状況により必要書類が異なりますので、担当課までお問い合わせください。

問い合わせ先

年金係
☎ 049-251-2711
(内線) 317・318・319

国民年金を受給していた

手続き 未支給年金の請求 (老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金)

手続き詳細

亡くなられた方の受給していた年金やご遺族の状況によって必要な提出書類が異なります。
※亡くなられた方と生計を同じくしていたご遺族 (①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦その他①～⑥以外の3親等以内の親族) が対象です。年金事務所に確認が必要なため、基礎年金番号がわかるものをご準備頂きお問い合わせください。
※厚生年金を受給していた場合は下記川越年金事務所へ、共済年金を受給していた場合は各共済組合へお問い合わせください。

●川越年金事務所 ☎ 049-242-2657

必要なもの

- 亡くなられた方の年金証書
 - 請求者の通帳
- ※その他ご遺族の状況により必要書類が異なりますので、担当課までお問い合わせください。

問い合わせ先

年金係
☎ 049-251-2711
(内線) 317・318・319

MEMO

市・県民税、軽自動車税、固定資産税を納めていた

手続き 相続人代表者の指定

手続き詳細

亡くなられた方が納税義務者（市・県民税、軽自動車税、固定資産税を納付していた方）の場合、納税通知書などを受け取る、相続人代表者を指定する手続きです。

※この手続きは、資産の所有権や相続割合などを確定するものではありません。

※相続人代表者に指定した方のみが納税義務を負うものではありません。

必要なもの

- 届出人の本人確認書類
- 相続人であることがわかる書類（戸籍謄本など）

問い合わせ先

- 市・県民税
☎049-252-7116（直通）
- 軽自動車税
☎049-252-7115（直通）
- 固定資産税（土地）
☎049-257-6436（直通）
- 固定資産税（家屋）
☎049-252-7117（直通）

原動機付自転車（125cc以下）や小型特殊自動車を所有していた

手続き 名義変更や廃車

手続き詳細

亡くなられた方名義の原動機付自転車（125cc以下）や小型特殊自動車をお持ちの場合、廃車や名義変更の手続きをしてください。

必要なもの

- 【廃車する場合】**
- 標識（ナンバープレート）
 - 届出人の本人確認書類
 - 相続人であることがわかる書類（戸籍謄本など）
 - 標識交付証明書（お手元にあればお持ちください）
 - 委任状（相続人以外の方が手続きする場合）
- 【相続する場合】**
- 届出人の本人確認書類
 - 相続人であることがわかる書類（戸籍謄本など）

※相続人以外の方への名義変更は、お問い合わせください。

問い合わせ先

- 諸税係
☎ 049-252-7115（直通）

納付方法を口座振替にしていた

手続き **口座振替の停止や変更**

手続き詳細

亡くなられた方の口座から口座振替していた場合、納付書による納税に変更となります。
 亡くなられた方とは別の方の口座で、引き続き口座振替を希望される方は、口座振替の変更手続きをしてください。

必要なもの

- 口座振替していた分の納税通知書
- 新たな振替口座の通帳と届出印
 またはキャッシュカード（暗証番号の入力が必要です）

問い合わせ先

管理グループ
 ☎ 049-252-7118（直通）

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

65歳以上または要介護（要支援）認定を受けていた

手続き 各種証の返還

手続き詳細

亡くなられた方が65歳以上または要介護（要支援）認定を受けていた場合、介護保険被保険者証などを返還してください。

必要なもの

- 亡くなられた方の介護保険被保険者証
- 負担割合証、負担限度額認定証など（対象者のみ）
- 届出人の認印

問い合わせ先

介護保険係
☎ 049-252-7107（直通）

手続き 相続人代表者の届出

手続き詳細

亡くなられた方に関する通知書（納付・還付）などを受け取る方（代表者）を指定する手続きです。

必要なもの

- 届出人の本人確認書類
- 届出人（相続人）の振込先口座がわかるもの
指定相続人の場合：遺言書の写しなど

問い合わせ先

介護保険係
☎ 049-252-7107（直通）

介護保険料について

介護保険料は再計算して、後日通知いたします。

公的年金から特別徴収されている方は、通知に時間がかかる場合があります。

MEMO

在宅高齢者支援事業を利用していた

手続き 異動届の提出と物品の返却

手続き詳細

亡くなられた方が在宅高齢者支援事業を利用していた場合、在宅高齢者支援事業異動届を提出し、物品を返却してください。

在宅高齢者支援事業：緊急時連絡システム、日常生活用具給付（高齢者電話貸与）など

必要なもの

利用していた物品（緊急時連絡システム、貸与の電話）

問い合わせ先

高齢者支援係
☎ 049-252-7108（直通）

ふれあい収集事業を利用していた

手続き 利用停止届出書の提出と収集かごの返却

手続き詳細

亡くなられた方がふれあい収集事業を利用していた場合、利用停止届出書を提出し、収集かごを返却してください。

必要なもの

利用していた収集かご

問い合わせ先

高齢者支援係
☎ 049-252-7108（直通）

老人介護手当を受給していた

手続き 異動届の提出

手続き詳細

亡くなられた方を介護し、老人介護手当を受給していた場合、老人介護手当異動届を提出してください。

必要なもの

必要な持ち物はございません。

問い合わせ先

高齢者支援係
☎ 049-252-7108（直通）

紙おむつ支給事業・配食サービス支給事業を利用していた

手続き 異動届の提出

手続き詳細

亡くなられた方が紙おむつ支給事業・配食サービス支給事業を利用していた場合、異動届を提出してください。

必要なもの

必要な持ち物はございません。

問い合わせ先

高齢者支援係
☎ 049-252-7108 (直通)

市内循環バス特別乗車証をもっていた

手続き 乗車証の返還

手続き詳細

亡くなられた方が市内循環バス特別乗車証をお持ちの場合、返還してください。

必要なもの

市内循環バス特別乗車証（裏面の発行課が「高齢者福祉課」のもの）

問い合わせ先

庶務係
☎ 049-251-2711
(内線) 385・395

埼玉県思いやり駐車場制度を利用していた

手続き 利用証の返還

手続き詳細

亡くなられた方が埼玉県思いやり駐車場制度利用者証をお持ちの場合、返還してください。

必要なもの

埼玉県思いやり駐車場制度利用証

問い合わせ先

庶務係
☎ 049-251-2711
(内線) 385・395

手帳をもっていた

手続き 各種手帳の返還と喪失の届出

手続き詳細

亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または、療育手帳をもっていた場合、喪失の届出をご記入いただき、手帳を返還してください。

必要なもの

亡くなられた方がもっていた手帳

問い合わせ先

- 身体障害者手帳
精神障害者保健福祉手帳
給付係
☎ 049-257-6114 (直通)
- 療育手帳
相談支援係
☎ 049-252-7101 (直通)

自立支援医療受給者証（精神通院・育成・更生）をもっていた

手続き 受給者証の返還と喪失の届出

手続き詳細

亡くなられた方が自立支援医療受給者証（精神通院・育成・更生）をもっていた場合、喪失の届出をご記入いただき、受給者証を返還してください。

必要なもの

亡くなられた方がもっていた自立支援医療受給者証

問い合わせ先

- 精神通院
給付係
☎ 049-257-6114 (直通)
- 育成・更生
相談支援係
☎ 049-252-7101 (直通)

MEMO

重度心身障害者医療費受給者証をもっていた

手続き 受給者証の返還と喪失の届出

手続き詳細

亡くなられた方が重度心身障害者医療費受給者証をもっていた場合、喪失の届出をご記入いただき、受給者証を返還してください。

必要なもの

- 亡くなられた方がもっていた重度心身障害者医療費受給者証
- 届出人（相続人）の振込先口座がわかるもの
- ※口座変更手続きが必要な場合があります。

問い合わせ先

給付係
☎ 049-257-6114（直通）

在宅重度心身障害者手当を受給していた

手続き 喪失の届出

手続き詳細

亡くなられた方が在宅重度心身障害者手当を受給していた場合、喪失の届出が必要です。

必要なもの

- 届出人（相続人）の振込先口座がわかるもの
- ※口座変更手続きが必要な場合があります。

問い合わせ先

給付係
☎ 049-257-6114（直通）

障害者手当を受給していた

手続き 喪失の届出、未支払手当の請求

手続き詳細

亡くなられた方が特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当を受給していた場合、喪失の届出が必要です。

手当の未払いがある場合、未支払手当の請求が必要な場合があります。

必要なもの

- 振込先口座がわかるもの

問い合わせ先

給付係
☎ 049-257-6114（直通）

6. 障がいに関する手続き

手続き窓口：障がい福祉課

富士見市福祉タクシー利用券をもっていた

手続き 利用券の返還

手続き詳細

亡くなられた方が富士見市福祉タクシー利用券をお持ちの場合、返還してください。

必要なもの

富士見市福祉タクシー利用券

問い合わせ先

給付係
☎ 049-257-6114 (直通)

市内循環バス特別乗車証をもっていた

手続き 乗車証の返還

手続き詳細

亡くなられた方が市内循環バス特別乗車証をお持ちの場合、返還してください。

必要なもの

市内循環バス特別乗車証（裏面の発行課が「障がい福祉課」のもの）

問い合わせ先

給付係
☎ 049-257-6114 (直通)

MEMO

こども医療に関すること

手続き 受給資格証の返還など

【亡くなられた方がこども医療費の支給対象児童であった場合】

手続き詳細

亡くなられた方の受給資格証の返還と資格喪失の手続きをしてください。

必要なもの

亡くなられた方の受給資格証

問い合わせ先

手当医療グループ
☎ 049-252-7104 (直通)

【亡くなられた方がこども医療費の受給者であった場合】

手続き詳細

亡くなられた方のこどもの受給資格証の返還や新たに受給するための手続きをしてください。

必要なもの

- 亡くなられた方のこどもの受給資格証
- 児童（支給対象者）の健康保険情報が確認できる書類いずれか1点
- ・資格確認書または資格情報のお知らせの写し
 - ・マイナポータルの保険情報が確認できる画面の写し
- 届出人の本人確認書類
- 新たに養育する方の振込先口座がわかるもの

問い合わせ先

手当医療グループ
☎ 049-252-7104 (直通)

MEMO

児童手当に関すること

手続き 受給者の変更など

【亡くなられた方が児童手当の支給対象児童であった場合】

手続き詳細

必要な手続きはありません。

必要なもの

必要な持ち物はございません。

問い合わせ先

手当医療グループ
☎ 049-252-7104 (直通)

【亡くなられた方が児童手当の受給者であった場合】

手続き詳細

新たに対象児童を養育する方の受給者変更や未支払手当の請求手続きをしてください。

必要なもの

- 届出人の本人確認書類
- 新たに養育する方の振込先口座がわかるもの

問い合わせ先

手当医療グループ
☎ 049-252-7104 (直通)

MEMO

児童扶養手当に関すること

手続き 資格喪失または額改定届出など

【亡くなられた方が児童扶養手当の支給対象児童であった場合】

手続き詳細	
<ul style="list-style-type: none"> ●支給対象児童が1人の場合、「資格喪失届」を届出してください。 ●支給対象児童が複数の場合、「額改定届」を届出してください。 	
必要なもの	問い合わせ先
必要な持ち物はございません。	手当医療グループ ☎ 049-252-7104 (直通)

【亡くなられた方が児童扶養手当の受給者であった場合】

手続き詳細	
未支払手当の請求手続きをしてください。	
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未支払分を受給する児童の振込先口座がわかるもの	手当医療グループ ☎ 049-252-7104 (直通)

【新たに養育する方が手当を請求できる場合】

手続き詳細	
認定請求の手続きをしてください。	
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 新たに養育する方と対象児童の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 新たに養育する方の振込先口座がわかるもの	手当医療グループ ☎ 049-252-7104 (直通)

【※以下の場合、別の手続きが必要となります】

手続き詳細	問い合わせ先
○児童扶養手当受給者の同居の親族が亡くなられた場合 (同居者変更の手続き)	手当医療グループ ☎ 049-252-7104 (直通)
○児童扶養手当受給者の配偶者が亡くなられた場合 (受給事由の変更手続き)	

ひとり親家庭等医療に関すること

手続き 受給者証の返還など

【亡くなられた方がひとり親家庭等医療費の支給対象児童であった場合】

手続き詳細

受給者証を返還してください。

必要なもの

受給者（親）と亡くなられた方（こども）の受給者証

問い合わせ先

手当医療グループ
☎ 049-252-7104（直通）

【亡くなられた方がひとり親家庭等医療費の受給者であった場合】

手続き詳細

亡くなられた方（親）と支給対象児童（こども）の受給者証を返還してください。

※未支払いの医療費がある場合は、口座変更手続きが必要な場合があります。

必要なもの

亡くなられた方（親）と支給対象児童（こども）の受給者証

問い合わせ先

手当医療グループ
☎ 049-252-7104（直通）

【新たに養育する方が医療費受給を請求できる場合】

手続き詳細

交付申請の手続きをしてください。

必要なもの

- 新たに養育する方と対象児童の戸籍謄本
- 新たに養育する方と対象児童の健康保険情報が確認できる書類いずれか1点
- ・資格確認書または資格情報のお知らせの写し
 - ・マイナポータルの保険情報が確認できる画面の写し
- 届出人の本人確認書類
- 新たに養育する方の振込先口座がわかるもの

問い合わせ先

手当医療グループ
☎ 049-252-7104（直通）

教育・保育に関する支給認定に関すること

手続き 支給認定の変更申請

手続き詳細

亡くなられた方が支給認定を受け、未就学児の教育・保育施設を利用している場合、支給認定の変更申請手続きをしてください。

必要なもの

亡くなられた方の支給認定証

問い合わせ先

保育係
☎ 049-252-7105 (直通)

放課後児童クラブに関すること

手続き 入室申請内容の変更申請

手続き詳細

入室申請内容の変更申請手続きをしてください。

必要なもの

担当までお問い合わせください。

問い合わせ先

放課後児童係
☎ 049-252-7136 (直通)

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

8. その他の手続き

上下水道を使用していた

手続き 名義変更や使用中止

手続き詳細

亡くなられた方が上下水道を利用していた場合、名義変更または使用中止のご連絡をお願いいたします。

必要なもの

お届け内容により、必要書類が異なりますので、担当までお問い合わせください。

問い合わせ先

水道課
水道お客様センター
☎ 049-252-7123 (直通)

受益者負担金に関すること

手続き 受益者変更の届出

手続き詳細

亡くなられた方が受益者負担金を完納していない場合、受益者変更の届出が必要です。

必要なもの

お届け内容により、必要書類が異なりますので、担当までお問い合わせください。

問い合わせ先

下水道課
庶務経理グループ
☎ 049-251-2711
(内線) 424・430・431

富士見市デマンドタクシーを利用していた

手続き 利用登録証の返還

手続き詳細

亡くなられた方が富士見市デマンドタクシー利用登録証をお持ちの場合、返還してください。

必要なもの

富士見市デマンドタクシー利用登録証

問い合わせ先

都市計画課
☎ 049-252-7128 (直通)

飼い犬の手続き

手続き 登録事項変更の届出

手続き詳細

亡くなられた方が犬を飼っていた場合、飼い犬の登録事項変更の届出をしてください。
※市外の方に犬を譲渡される場合は、担当までご連絡ください。

必要なもの

- 犬の登録情報がわかるもの（鑑札、狂犬病予防注射の案内ハガキなど）
- 届出人の本人確認書類

問い合わせ先

環境課
環境保全係
☎ 049-252-7129（直通）

農地の手続き

手続き 農地所有者変更の届出

手続き詳細

亡くなられた方が農地を所有していた場合、相続で新たに所有者になられた方の届出をしてください。

必要なもの

担当までお問い合わせください。

問い合わせ先

農業委員会事務局
☎ 049-251-2711
(内線) 244

家の管理（空家）・処分など

手続き 空家の相談

手続き詳細

- 亡くなられた方が家屋を所有していた場合、法務局で相続登記手続きをお願いいたします。
- 今後空家になる場合、家屋の管理・解体・売却・賃貸など、建築指導課までご相談ください。

必要なもの

必要な持ち物はございません。

問い合わせ先

建築指導課
建築指導・住宅グループ
☎ 049-252-7127（直通）

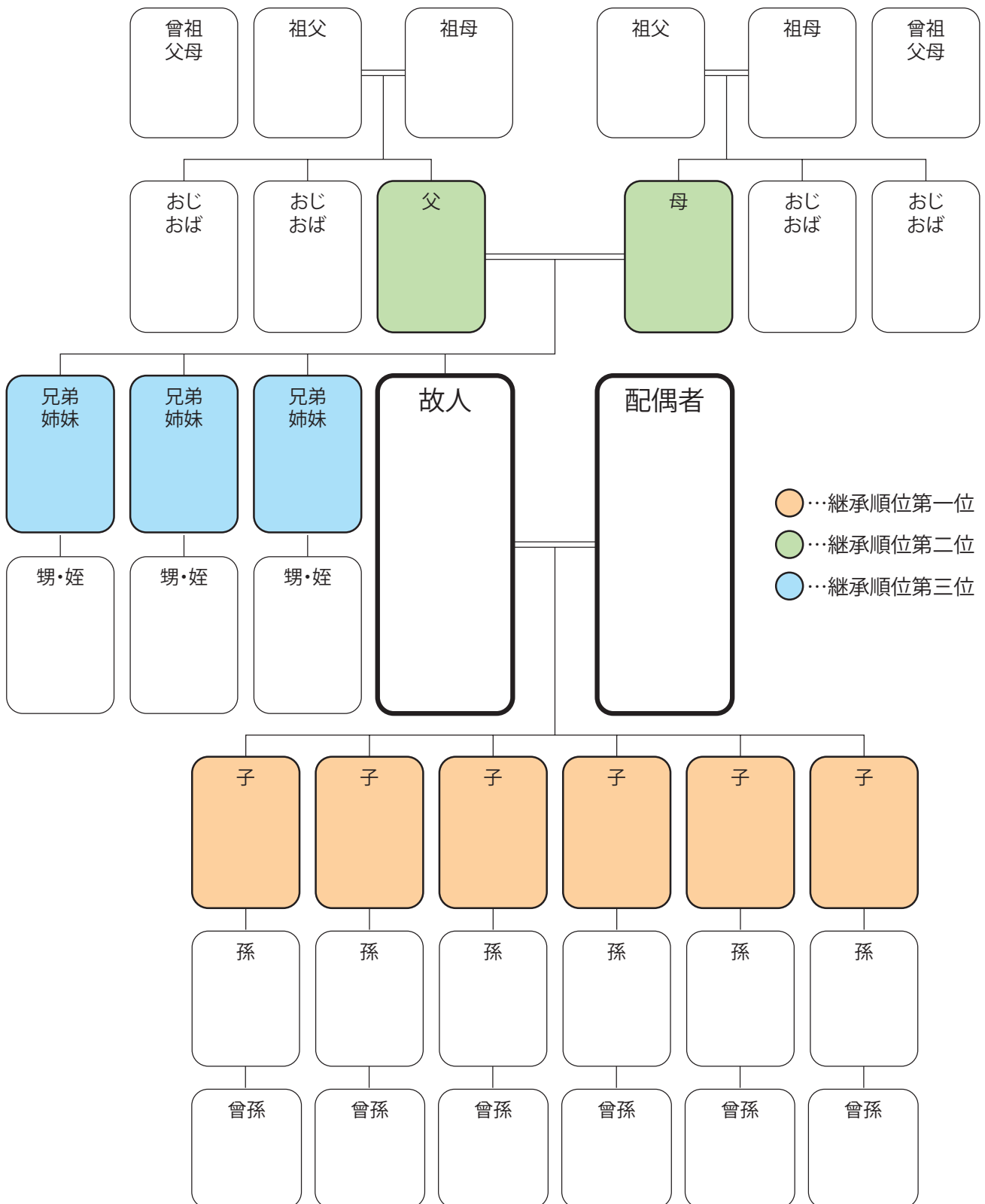
市役所以外での手続きチェックリスト

項目	チェック	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	東入間警察署 ☎ 049-269-0110
パスポート	<input type="checkbox"/>	返納手続き	埼玉県パスポートセンター 川越支所
固定電話・携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	各契約会社 ※請求書をご確認ください
インターネット・ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	各契約会社 ※請求書をご確認ください
電気・ガス料金	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	各契約会社 ※領収書をご確認ください
NHK受信料	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	フリーダイヤル ☎0120-151515
金融機関(預貯金口座)	<input type="checkbox"/>	凍結解除・解約	各金融機関
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社 ※利用明細書をご確認ください
株式	<input type="checkbox"/>	名義変更	各証券会社
生命保険	<input type="checkbox"/>	保険金の請求	加入している生命保険会社
普通自動車	<input type="checkbox"/>	税金	自動車税コールセンター ☎0570-012-229
普通自動車、軽二輪・二輪の小型自動車(125cc超)	<input type="checkbox"/>	名義変更・廃車	関東運輸局 埼玉運輸支局 所沢自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2029
軽自動車(三輪以上)	<input type="checkbox"/>	名義変更・廃車	軽自動車検査協会 埼玉事務所 所沢支所 ☎050-3816-3111
国税(相続税・所得税)	<input type="checkbox"/>	申告・準確定申告	川越税務署 ☎ 049-235-9411(自動音声)
不動産登記	<input type="checkbox"/>	相続登記 (土地・家屋)	さいたま地方法務局 志木出張所 ☎ 048-476-1230(自動音声)
厚生年金	<input type="checkbox"/>	遺族厚生年金	川越年金事務所 ☎ 049-242-2657(自動音声)
国債	<input type="checkbox"/>	記名変更・償還金受領	償還金支払場所または 証券保険証書に記載の郵便局
遺言書	<input type="checkbox"/>	検認・開封	さいたま家庭裁判所 川越支部
相続放棄	<input type="checkbox"/>	相続放棄の申立	☎049-273-3036(家事受付係)

相続に関する手続きチェックリスト

チェック	項目	期 日	備 考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を調査・確定するには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。 役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と説明し、ご請求ください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳や郵便物を調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産を調査できます。 不動産については、固定資産税納税通知書を確認するか、役所で「名寄帳」を取得することで、調査することができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産の分割協議を行い、合意したうえで、遺産分割協議書を作成する必要があります。 金融機関や不動産登記する場合に、遺産分割協議書の提示が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	1月1日から死亡日までの間に、被相続人に所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をする必要があります。
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。

家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

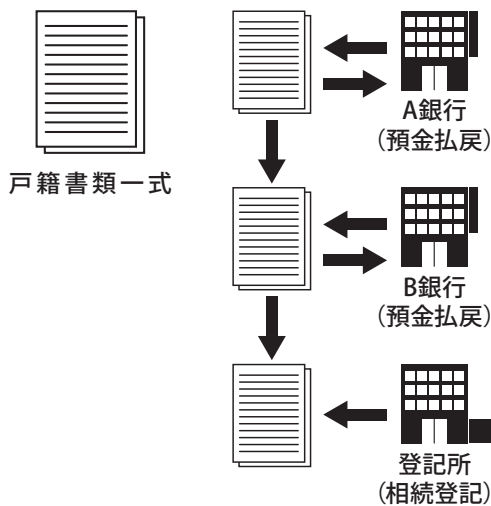
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

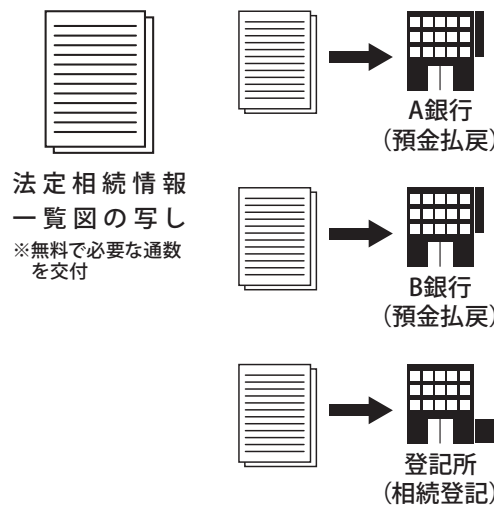
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

- 1.市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

検索

委 任 状

(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日 _____

私に関わる _____ の _____ について、
上記の者を代理人とし、その権限を委任します。

年 月 日 _____

(委任者) 住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日 _____

電話番号 _____

- ※ 委任状は、必ず委任する本人がご記入ください。
本人がご記入できない場合は、氏名の後ろに押印してください。
申請の内容について、電話で確認させていただくことがあります。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

大切な思い出の品々、心を込めて お手伝いさせていただきます。

出張費用
査定料
無料

遺品整理

生前整理

不用品買取

土日祝日
対応



＼整理だけでは終わらない/
**土地や建物に関する
ご相談も承ります**

空き家・家財整理

特殊清掃

消臭

除菌

原状回復工事

リフォーム

売却相談

このような不安お持ちの方ご相談ください。

- 遠方に住んでいるのでなかなか整理に行くことができない。
- 遺品が大量でどうすればいいか悩んでいる。
- 重い物が多く、整理が難しい。
- 入院や施設に入居する前に自宅を売却しておきたい。
- 遺品の供養・お焚き上げをしてほしい。
- 故人が所有していた車やバイクを処分してほしい。

遺品・生前・家財整理、荷物の片づけ ご利用料金目安

〈間取り / 基本料金(税込)〉

- 1K/38,500円~(作業員1名)
- 1LDK/77,000円~(作業員2名)
- 2LDK/154,000円~(作業員2名)
- 3LDK/187,000円~(作業員3名)

※基本料金には、養生作業・必要品・不必要品等の仕分け・梱包搬出作業・廃棄物処理費・運搬車両費・簡易清掃が含まれます。

※基本料金に家電リサイクル費用は含まれておりません。

※基本料金は目安となります。詳細は現場確認後、お見積もり金額は決定します。

※荷物の量や作業環境(駐車環境・作業人数・エレベーターの有無やお住まいの階層等)により、料金は変動します。

スタッフが
迅速に
対応します



ケアリンク合同会社  **0120-978-632**

〒350-1175 埼玉県川越市笠幡890-2-B 時間/10:00~20:00 年中無休(年末年始除く)
古物商許可番号(第)431080037134号 提携会社 アサヒハウジング株式会社 埼玉県知事免許(8)16494号

遺品整理の相談窓口

一般廃棄物の収集・運搬については、自治体の許可事業者に依頼しております。

相続についての 全般のご相談は

私たちにお任せください



何をいつまでにすればいい？

相続税はどう調べるの？

「争族」がとても心配…

遺言書はどうすればいい？



突然訪れる様々なお悩みに
お客様の立場になって、全力でご対応いたします

豊富な
実績

他士業
との
スムーズな
連携

ワン
ストップ
サービス

初回面談
無料

お気軽にお電話ください

税理士法人 細田会計事務所

〒354-0017 埼玉県富士見市針ヶ谷 1-40-3

代表社員 税理士 細田 康弘
関東信越税理士会 川越支部所属

TEL : 049-254-1551

ホームページは
こちらから



もう安心! 不動産売却 空き家相談

googleクチコミ
高評価続出!



【やってはいけない! 意外な落とし穴】

- 不動産会社によって対応や条件が異なることをご存じですか?
- 「囲い込み」されていませんか?
- 空き家は放置していればいつか解決?
などなど

皆様のご依頼は代表の田村健太郎が直接ご対応します。
「丁寧で分かりやすく」をモットーにご説明。
買取でも仲介でも対応可能。お気軽にご相談ください。

お気軽にお問い合わせください

049-293-4463

受付時間 9:30 ~ 18:00 定休日: 水曜日

田村ハウジング (株)

埼玉県知事 (2) 第 23631 号

ふじみ野市鶴ヶ岡 2-12-22 エステシティ都 101 FAX: 049-293-4464



相続税申告に関する手続きは 堀切久也税理士事務所にお任せください

相続財産が基礎控除を超える場合**相続税の申告**が必要です

基礎控除額 = 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

申告に必要な書類や納付期限、納税額についてご説明します

税務調査対策を実施した申告書を作成します。

どういう手順で進めればいいのか教えて

相続税の相談料は**初回無料**です



次の相続も見据えて**相続税を検討**したい

富士見市在住の方を中心に多くのご相談をお受けしています。
お気軽にご相談ください。

HPはこちらから



堀切久也税理士事務所

富士見市鶴瀬東2-18-11-203 鶴瀬駅東口徒歩3分

TEL 049-292-9073

平日9時～18時



関東信越税理士会 川越支部所属
監事 堀切久也

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

お手元に1冊あればいざと言う時に役立つ！



後悔しないための お墓探しハンドブック

【ハンドブック内容】

- ・お墓の選び方 ・お墓購入の流れ
- ・お墓の種類と費用相場 ・購入者の体験談 など

全20ページ
フルカラー

お電話もしくはWEBからのお問合せで
もれなく**全員無料**でもらえます！

～あなたのご希望に沿ったおすすめ霊園資料も一緒にお届けします～



0120-626-213

いいお墓お客様センター 受付時間：9時～16時(年中無休)



24時間いつでも受付

WEBで資料請求

いいお墓 ハンドブック 検索



※このハンドブックは非売品です。※予告なく内容変更する場合があります。 ※一世帯につき1冊までとなります。 ※お電話の場合は、オペレーターの案内に従ってお客様の情報をお伝えください。 ※WEB申込の場合は、資料請求フォームからお客様情報を入力ください。 お客様のご自宅にハンドブックの現物とおすすめ霊園の資料を無料配送いたします。



いいお墓は、1984年創業の株式会社鎌倉新書
(東証プライム上場 証券コード:6184) が運営しています。

株式会社鎌倉新書 お墓事業部 03-6262-3522
〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階 <https://www.kamakura-net.co.jp/>



相続

のご相談は武蔵野銀行へ

～相続手続きのお手伝いします!～

【遺産整理業務】


相続の手続きは、遺産の評価からはじまり、相続人の方々の遺産分割協議、それにとまなう不動産や有価証券、預貯金等の名義変更など、多岐にわたるため、相当のお手間がかかります。

武蔵野銀行では、専門スタッフが、お忙しくて不慣れなご遺族のために、複雑な遺産分割手続きをお手伝いいたします。




生前のご対策もできます!


【遺言信託】

遺言の作成から保管、ご相続発生後の相続手続きまで武蔵野銀行がトータルにサポートさせていただきます。 

【家族信託】

認知症などで判断が難しくなった場合の財産管理や資産承継を総合的に支援します。 

【金銭信託】

認知症や要介護認定など、サポートが必要になった場合の金銭の受取りもスムーズに行うことができます。 

お気軽にお問い合わせください!

武蔵野銀行 みずほ台支店

☎ 049-254-1151 電話受付時間 平日 9:00~17:00

〒354-0018 埼玉県富士見市西みずほ台1丁目20-1
上記店舗以外の最寄りの店舗・お取引のある店舗でもご相談受付いたします。



More For You
もっと、街・暮らし・笑顔のために

\\ こんなお悩みありませんか？ //

戒名だけ
つけて欲しい

檀家にはいっていないが
ちゃんとしたお坊さん
にお経をあげて欲しい

近くに
お寺がない

法事をすべき立場になったが
どうしていいかわからない

葬儀や法要の際のお布施
お車代などのお金のことが不安

寺院のお坊さん 僧侶を紹介、 派遣いたします！

主要八種宗派対応

いのお坊さん

法事・法要の
お手配総額

4.5万円~ 決まった金額だから安心！

☎ 0120-948-833

受付時間 9:00 - 17:00 相談無料 お気軽にお電話ください

<https://lp.e-sogi.com/tehai/>

いのお坊さん



二次元バーコードからアクセス



運営：株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階
「いのお坊さん」の運営は、1984年創業の出版社である株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)が行っています。



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



発	行	富士見市役所	
編集／制作		株式会社鎌倉新書	
発	行	年	2026年4月